

## [事案 2019-143] 減額手続無効等請求

・令和2年2月14日 裁定終了

### <事案の概要>

保険会社の職員による減額請求書の偽造等を理由に、減額手続きの無効等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成12年10月に契約した養老保険について、平成24年に保険金額の減額手続きを行ったが、以下の理由により、減額手続きを無効とし（請求①）、また、配当金も増額してほしい（請求②）。

- (1) 請求①について、減額請求書の署名の筆跡は自署ではなく、保険会社の職員が記入したものであり、押印欄に押印もないことから、同書類は偽造されたものである。また、減額手続きは配偶者が行ったが、募集人の説明不足により、減額した場合、減額した金額と同額の解約返戻金が受け取れると誤信した。
- (2) 請求②について、払込保険料合計額を考慮すると、途中で減額手続きを行っていたとしても、配当金は受け取った金額よりも多いはずである。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 請求①について、減額請求書の署名は、申立人が自署したものであり、運転免許証により申立人の本人確認も行っていることから、同書類は偽造によるものではない。
- (2) 請求②について、配当金は、保険業法および同法施行規則にもとづき、定款および約款の定めに従って支払っている。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、減額手続き時の状況等を把握するため、申立人、募集人および事後に申立人に当時の状況を確認した担当者に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社の職員による減額請求書の偽造は認められず、募集人の説明不足も認められない。また、配当金増額の理由も認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。